改正後

（登録申請書の記載事項）

第六十一条　法第三十四条の二十五第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　社員である公認会計士及び特定社員の登録番号

二・三　［略］

（有限責任監査法人登録簿の備置き）

第六十三条　金融庁長官は、その登録をした登録有限責任監査法人（法第三十四条の二十七第一項第二号ロに規定する登録有限責任監査法人をいう。以下同じ。）に係る有限責任監査法人登録簿（次条に定める部分を除く。）を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（個人の権利利益を害するおそれがあるもの）

第六十三条の二　法第三十四条の二十六第三項に規定する内閣府令で定める部分は、法第三十四条の二十五第一項第三号に掲げる事項のうち社員の住所に係る部分とする。

（登録申請書の記載事項）

第八十四条　［略］

２　［略］

３　法第三十四条の三十四の四第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　社員である公認会計士及び特定社員の登録番号

二～四　［略］

（登録申請書の添付書類）

第八十五条　［略］

２　［略］

３　法第三十四条の三十四の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［略］

二　申請者が監査法人である場合にあっては、社員である公認会計士の経歴書

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［三・四　略］

（個人の権利利益を害するおそれがあるもの）

第八十五条の二　法第三十四条の三十四の五第三項に規定する内閣府令で定める部分は、次に掲げる部分とする。

一　法第三十四条の三十四の四第一項第一号ロに掲げる事項に係る部分

二　法第三十四条の三十四の四第一項第二号ハに掲げる事項のうち社員の住所に係る部分

別紙様式第３号（第60条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［略］

（第２面）

［略］

改正前

（登録申請書の記載事項）

第六十一条　法第三十四条の二十五第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［号を加える。］

一・二　［同上］

（有限責任監査法人登録簿の備置き）

第六十三条　金融庁長官は、その登録をした登録有限責任監査法人（法第三十四条の二十七第一項第二号ロに規定する登録有限責任監査法人をいう。以下同じ。）に係る有限責任監査法人登録簿を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

［条を加える。］

（登録申請書の記載事項）

第八十四条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［号を加える。］

一～三　［同上］

（登録申請書の添付書類）

第八十五条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

二　申請者が監査法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　社員である公認会計士及び特定社員の氏名及び登録番号を記載した書類

ロ　社員である公認会計士の経歴書

［三・四　同上］

［条を加える。］

別紙様式第３号（第60条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［同左］

（第２面）

［同左］